

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成26年度第5回水戸市行政評価委員会
- 2 開催日時 平成26年9月2日（火）午後1時30分から午後4時30分まで
- 3 開催場所 本庁舎前プレハブ会議室

4 出席した者の氏名

(1) 委員

高井美智明，吉田勉，大谷由美子，吉成俊勝

(2) 執行機関

磯崎和廣，小川喜実，宮川孝光，堀野辺直，山田政則，深谷晃一，榊原可奈

(3) その他

委員欠席者：宮内久江

5 議題及び公開・非公開の別

- (1) 平成26年度事務事業の評価（新規事業）について
- (2) 行政評価に係る意見について
- (3) 答申書について

6 非公開の理由

7 傍聴人の数 0人

8 会議資料の名称

- (1) 審議のスケジュール（9月2日開催）
- (2) 平成26年度事務事業の評価2（案）
- (3) 行政評価に係る意見
- (4) 答申書形式（案）

9 発言の内容

○**執行機関** 本日は、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、平成26年度第5回水戸市行政評価委員会を開会させていただきます。

公設地方卸売市場については、第2回行政評価委員会での指摘により、指定管理者制度導入の効果検証結果について、審議終了後に報告を受けることになっております。

本日の出席委員は、4名でございます。___委員は、御都合により欠席との御連絡がございましたので、御報告いたします。なお、本日は各事務事業の担当課にも出席をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事進行につきましては、___委員長にお願いいたします。

○___**委員長** 会議次第に基づき、議事を進めたいと思います。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、会議録の公表の関係で、会議録署名人を指名させていただきます。___委員と___委員にお願いいたします。

早速、議事に入りたいと思います。第4回行政評価委員会において、1年目評価の対象となっている9事業のうち5事業の評価を実施しましたが、本日は、資料①「審議のスケジュール」に基づき、残りの4事業についての評価となります。

進め方ですが、まず、事務事業の評価について委員の皆様から簡潔に御説明いただいた後、審議を行っていきたいと思います。なお、本日は、各事務事業の担当課に出席いただいておりますので、疑問点等がある場合には、随時御質問いただければと考えております。また、審議が済んだ担当課は退席するというので、御了承願います。進め方については、以上の方法でよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、審議のスケジュールに基づきまして、___委員担当の介護保険料滞納整理事務について説明をお願いします。

- 介護保険料滞納整理事務 -

○___**委員** 1次評価「現状のまま継続」は妥当です。理由としては、対象者が高齢者であること、死亡等による滞納が必然的に発生してしまうこと、成果指標として目標に対する達成率は高いこと、手段別の滞納整理事務としては適切であること等から、現状のまま継続で良いと考えられます。

評価案に記載した内容で、私が勘違いしていた部分があり、コスト削減への取組として、既にゆうちょ銀行やコンビニ収納にも取り組まれていることを評価したいと思います。それから、手段別シートに督促、催告書の送付、臨戸訪問等もありますが、その他に手段があれば教えてください。

○**介護保険課** 介護保険料徴収の概要を説明します。対象は65歳以上の方で、6万3,000人います。介護保険制度は年金からの特別徴収で強制徴収があり、対象者は全体のうち5万3,000人です。つまり85%が年金から強制徴収で、金額にすると約90%です。残り15%、約1万人に対しては、納付書を送付し、納めていただいています。自主納付が1万人いて、そのうち未納者は2,637人であり、全体の約4%の方が滞納している状況です。そういった方に対して徴収を実施しています。高齢者は、電話や文書ではなかなか伝わりにくく、亡くなる方、住所を置いたまま施設に入る方もいるので、地道に滞納整理しています。今年度からはコンビニ収納を始め、滞納に対応しています。

○___**委員長** 御質問についてはどうですか。

- 介護保険課** 約4%が滞納整理の対象なので、地道な努力以外はないかと思います。
- 委員** 滞納者は年金をもらっていないということですか。
- 介護保険課** 年金をもらっていない方、もしくは65歳到達時にすぐには強制徴収にならない方です。
- 委員長** そういう方が毎年、継続的に存在するわけですね。
- 介護保険課** 介護保険料は全員が年金からの徴収になりますが、通常、年金から引き落としが始まるまで6か月かかるため、滞納者が出てしまいます。
- 委員長** 調書の成果指標は目標を95%にしていますが、本来納めていただくべきものなので、形式的に100%とすることはできませんか。
- 介護保険課** 介護保険の場合は、制度の維持、公平性の観点から高い収納率が必要になります。しかし、高齢者特有の納付に対する意識があり、死亡、認知症や一人暮らし等の状況からすると、100%は厳しいです。介護保険にはペナルティとして、滞納期間に準じて、1割負担を3割負担まで引き上げる制度があります。きちんとしたペナルティを行うために、2年間の除斥期間を経たものについては、不納欠損処分をしていかないといけません。100%は難しいです。
- 委員** 別紙3の基礎資料で、未済額と調定額の関係ですが、調定額のうち不納欠損となっている割合が多い理由を教えてください。
- 介護保険課** 死亡と、行方が分からない転出が13%です。自宅に行っても所在が分からない不在が43%です。納付困難が40%です。残りは、納付の約束をしていただいています、経済的な要因から納められない人です。
- 委員** 死亡と転出はしょうがないですが、不在はどういう手続で不納欠損にしていますか。
- 介護保険課** 確認作業と、督促、催告書を送付しています。
- 委員** 親類に当たったりはしていますか。
- 介護保険課** していません。
- 委員** 減免若しくは債権の放棄はしていますか。
- 介護保険課** 債権の放棄をしています。
- 委員** 納付困難な場合、減免はしないのですか。
- 介護保険課** 介護保険の場合は、減免できません。まずは、分割納付を勧めます。その後に債権の放棄になります。消滅時効が2年あり、ペナルティもありますので。
- 委員** 2年経つと、有無を言わず債権がなくなるわけですね。
- 介護保険課** そうです。
- 委員** 自動的に債権が消滅するので、議案にかける必要がないということですね。議案にかけるのは不在の43%と、死亡、転出の13%ですか。不在の43%は、普通の債権よりも難しく、諦めてしまいますよね。
- 介護保険課** 滞納になる方は、全体の4%です。嘱託員2名が、会うことはできなくても置手紙をするなど、年2回程度は訪問しています。
- 委員** 不在が43%となると、福祉的な問題もあると思いますが、他の部署との連携をとるなどはしていませんか。徴収とは別に、不在ということに対して次の手を打たないのですか。

- 介護保険課** 高齢者の一人暮らしの把握や援助を、高齢福祉課で民生委員と一緒にやっています。
- 委員** 不納欠損はやむを得ない部分もありますが、死亡と行方不明については、福祉面で社会問題になりませんか。市の方でいないことを把握しながら手を打たないことについて、何か言われることはありませんか。
- 介護保険課** 不明・不在は、全く不明の場合と、住んでいる様子はあるけれども不明である場合があります。直接会えない場合も、文書は置いてきています。全くいない場合には、民生委員や、安心安全見守り隊と連携して対応しています。また、水道の検針や新聞配達の方などに見ていただいています。
- 委員** 他市では、水道の検針との連携で生存に結び付いた事例などがありました。水戸市では何かありますか。
- 介護保険課** 水戸市では見守り隊があつて、一人暮らしの方の実態調査をしているので、ある程度の方の確認はできています。
- 委員** 介護保険の督促で、本人の安全に役立った事例はありますか。
- 介護保険課** ありませんが、取組はしていますので、不明であることは把握しています。
- 委員** 不在について対応していないと、市の施策はどうなっているのかと思われてしまうので、注意する必要があると思います。
- 委員長** 主に福祉的なケアを高齢福祉課でやっているとのことですが、介護保険課でも集めた情報があるので、高齢福祉課と連携して福祉の向上を図ってほしいと思います。
- 介護保険課** 分かりました。
- 委員長** コンビニ支払の効果はどうですか。
- 介護保険課** 大きな数値の変化はありませんが、納付はあります。ゆうちょ銀行ではやっていません。
- 委員長** 個人的な話ですが、私の母親が介護保険料を払っていますが、振替ができなかった時、私が代わりにコンビニ支払をしました。本人だけでなく、周りの若い人が気軽に払いに行けるので、コンビニ納付は良かったのかなと思います。本人ではなく、気が付いた人が払うこともできます。納付が実際にされているということで、良かったと思います。
- 委員** 督促手数料と延滞金はとっていますか。
- 介護保険課** 全て頂いています。
- 委員** 死亡した場合は欠損にしていますが、相続にはなりませんか。
- 介護保険課** 相続になるので、家族に納付のお願いをしています。
- 委員** 相続放棄の場合に、初めて欠損になるということですか。
- 介護保険課** 消滅時効2年で欠損になります。
- 委員長** 評価としては、現状のまま継続が良いでしょうか。最終的な評価案の方で、指摘事項等の修正をお願いします。
- 委員** 不在者について入れていいですか。
- 委員** 改善の余地がかなりあると思います。

- ___委員** 不在者はボリュームが多いですね。他市では同様に処理していますか。普通の債権だと、不在の確認がとれないままに不納欠損とするのは疑問がありますが。除斥期間であるため、時効を中断ができないものですよね。今回審議している中で、除斥期間があるのは介護保険料だけですか。
- 介護保険課** はい。介護保険法で明確なペナルティがあるからです。
- ___委員** 2年経過して、漫然として不納欠損としてしまうものはないですか。改善の余地はありませんか。
- 介護保険課** 督促だけでなく、催告書の送付に伴って、強化月間については嘱託員だけでなく職員も臨戸訪問しています。
- ___委員** 43%の不在だけが気になります。改善の余地がないのか、他の債権と比べて認識が甘く見えます。
- 介護保険課** ペナルティもあるので、その部分をきちんとやらないと公平ではないと思います。
- ___委員** 再考してもらってもいいと思います。
- ___委員** 不在者の探求をする必要がありますね。
- ___委員長** 更に高齢福祉課との連携を希望します。現状のまま継続ではなく、「見直しの上で継続 イ 手段を改善する」に変更し、引き続き御対応をお願いします。

- 保育所保護者負担金滞納整理事務 -

- ___委員** 1次評価「見直しの上で継続 イ 手段を改善する」は妥当です。ただ、「ウ 効率化を図る」に評価を変えるか迷っているので、皆さんの御意見を頂きたいです。
- 理由としては、納付相談を職員2人で対応しているとのことですが、滞納件数を考えると不十分であると考えられ、納付相談の件数が不明であることも問題です。相談件数及びその後の納付状況を把握した上で、人員の確保等の見直しが必要と考えられます。
- また、児童手当からの申出徴収が19名あり、特別徴収は検討中とのことですが、他市町村では既に実施しているところもあるので、早急に導入する必要性があります。納付方法が金融機関の預金口座による自動引落のみとなっていますが、対象者が比較的若い世代であると想定されるため、利用者の利便性を考慮して、クレジットカードによる納付やコンビニ納付を検討していただきたいです。
- ___委員長** 委員に確認ですが、1次評価の「イ 手段を改善する」から「ウ 効率化を図る」に変えるということですか。
- ___委員** 私の意見としては「効率化を図る」としましたが、よく考えてみると内容としては「手段を改善する」になるかと思いました。まだ決めかねています。
- 児童手当の特別徴収と、納付方法について、実際に導入することは可能ですか。
- 幼児教育課** 全体的な話になりますが、来年から「子ども子育て支援新制度」が始まります。滞納の問題に関しては、今までの対応が甘すぎました。専門的な知識がほとんどない中でやっており、申出徴収については、保育料は特別徴収ができるという理解がなく、他市町村で実施している事も今年初めて知ったような状態で、今の段階ではマンパワーが足りず、できていません。督促状・催告書の発送で手一杯で、次の手が打っていません。クレジットカードやコン

ビニ収納、ゆうちょ銀行での納付も検討を進めています。新たな財源を見つけるよりも、債権の回収が貴重であると考えています。

- ___委員 特別徴収について、児童手当法が改正になり、学校給食などが天引きできるよう強制的な制度になったのではないですか。
- 幼児教育課 現年度の分については、特別徴収できるとなっています。
- ___委員 実施するには、条例などが必要になりますか。
- 幼児教育課 条例は必要ありませんが、保護者への周知が重要です。他市町村の場合は、基準を設けており、3か月以上滞納した場合は強制的に天引きするとしています。
- ___委員 過年度の徴収はできませんか。
- 幼児教育課 はい。ただ、継続していけば、5年後には滞納がなくなります。
- ___委員 まさにやるべきですね。
- 幼児教育課 特別徴収をやりますよというアナウンスだけでも、効果があると聞いています。そうでないと、5年払わなければ逃げ切れると捉えられかねません。
- ___委員 特別徴収の取組方針はありますか。
- 幼児教育課 内部では打合せましたが、収税課から情報をもって基礎的な部分から見直している状況です。
- ___委員 現年度分の特別徴収をやるだけでも、全然違います。別紙3基礎資料を見ると、過年度の調定額のうち7割から8割が未済額になっています。これは差押えをするしかないと思います。
- 幼児教育課 今までは法的措置を何もしてきませんでした。
- ___委員 現年度分は天引き、過年度は差押えをしてもいいと思います。
- 幼児教育課 そうしなければ、公平性の問題があります。一方で、来年の4月から子ども子育て支援新制度になると、保育料なども変わってくるのでその準備もあります。システムを変えるのは、再来年度になると話が進んでいます。
- ___委員 これだけ未済額が多いと、給食費など実務上の影響はないのですか。
- 幼児教育課 給食は集めたお金でやりくりしていますが、保育料は国から出ているので、保育所にはそちらから支給されます。
- ___委員 給食費が納まっていなくても、影響はないのですか。
- 幼児教育課 お金の流れとして、保育料は市に入り、更に市が保育所に委託契約しているので、満額支給されます。
- ___委員 つまり市が赤字になるということですね。督促料や延滞金は徴収していますか。
- 幼児教育課 していません。
- ___委員 徴収するべきです。
- 幼児教育課 税務署のOBに聞くなど、税情報の共有が必要だと考えています。
- ___委員 差押えはしていないのですか。
- 幼児教育課 予告だけです。
- ___委員 幼児教育課はノウハウをもっていますか。

- 幼児教育課** 去年までいた職員も異動しました。去年も給与差押えをしようとはしましたが、予告だけでも効果があるかと思います。
- ___委員** 差押えをするとなると、現体制でできますか。
- 幼児教育課** 一、二件でも、水戸市はやるといふ姿勢を見せることが必要だと思っています。
- ___委員** 収税課はノウハウがあるので、応援してもらえばいいと思います。
- 幼児教育課** 先週も収税課と相談しましたが、ベースとなる債権台帳が不十分な状況です。
- ___委員** 分納はないのですか。
- 幼児教育課** 納められない場合は、分納の約束をしています。
- ___委員長** 結論部分に行きますが、評価上は一項目しか選べないようになっていますが、「イ 手段を改善する」に加えて、「ウ 効率化を図る」と記述してもいいのかなと思います。人が少なくノウハウもないので、コストを下げる取組も入れる。今まで何も取り組んでこなかった部分もあるので、イも必要でしょう。
- ___委員** 可能であれば、イとウを付け加えるようにしたいです。
- ___委員** 減免はしていますか。
- 幼児教育課** しています。生活保護家庭はゼロです。
- ___委員** 生活保護家庭は、料金設定の段階でゼロですよ。理由があつて資力がなくなったということで、減免申請を受けてゼロになる事はないですか。収入によって変わることはないのですか。
- 幼児教育課** 減免はありません。
- ___委員** つまり、料金設定は問題がないということですか。
- 幼児教育課** はい。
- ___委員** そうなると、債権をそのまま徴収して大丈夫だということになります。過年度分については、収税課の協力を得て進めないと、多すぎる未済額が減らないと思います。
- ___委員長** 結論としては、見直しの上で継続するというので、手段を改善し、効率化を図るということで、引き続き努力していただきたい。

- 水道料金滞納整理事務 -

- ___委員** 結論としては1次評価「現状のまま継続」は、妥当です。理由は以下のとおりです。
- ・ 水道事業に必要な財源の確保、その公平平等な経費負担のために必要な事業である。
 - ・ 徴収の公平性、滞納者の生存権への配慮、口座引落しの促進など、総じて手段・手続の面で適正かつ的確な運用がされている。
 - ・ 高い収納率など、有効に機能している。
 - ・ 徴収業務の上下水道一体化、督促状の低コスト化に加え、平成25年度より検針から徴収までの包括的な民間委託を開始しており、これが経費節減に成果を上げているなど、効率性の面でも高く評価できる。
 - ・ 民間委託は、夜間・休日対応等の機動性の面でも効果を上げている。

しかし、延滞金の徴収は、私の知識不足もあり、十分にヒアリングできておらず、欠損金の徴収についても聞いていませんので、改めてここで聞きたいと思います。

なお、指摘事項は以下のとおりです。

- 1 滞納後の成果を評価する指標（督促後の収納率等）も必要である。これによって始めて、本事務事業の費用対効果が測定、評価できる。
- 2 本業務は、市民の生存権に係わる重大な業務であり、過剰な徴収等により市民の生命・健康が脅かされる事態とならないように、行政として委託業者の監督を怠らないことを強く要請する。

追加の質問として、延滞金の徴収についてお聞きしたいです。100円は手数料という意味でとっていますよね。それから、不納欠損額に関しては、23年度決算では9100万円なのに、24年度から急に1800万円に下がっている理由を教えてください。

○料金課 延滞金についてですが、督促手数料として100円を賦課しているため、延滞金とはっておりません。不納欠損については、平成15年に最高裁で、水道料金債権は民法上の私債権であるとして、消滅時効は2年を援用するという判決が出ました。それを受けて、市で平成23年に債権管理条例を施行した際に、消滅時効を2年としました。23年度になって条例を適用させたため、5年から2年になった消滅時効の援用の差が、23年度と24年度の不納欠損額の差になっています。今現在は落ち着いているので、25年度実績の1400万円程度で推移していくと見込んでいます。

○___委員 延滞金をとっていないということは、減免などの措置はしていますか。

○料金課 現状の法整備では、督促手数料という名称を使っています。何年か前にも、延滞金か手数料かという議論がありましたが、給水条例施行規則により、督促手数料として徴収しています。

○___委員 延滞金をとっていないということですね。最高裁の判決は15年度ですが、23年度までは判例によらずにそのままにしていたのですか。

○料金課 議論はしていましたが、他自治体への照会も重ね、法整備の都合もあり、23年度に全庁的に整理しました。

○___委員 自治法の5年に準拠して整理したということですか。不納欠損になるパターンはどのようなものですか。

○料金課 転出がほとんどです。どこに行ったのか分からないもので、市外に行った場合は、督促状は送付しますが、入金確認できない状況です。

○___委員 転居先はわかりますよね。

○料金課 納付書は送りますが、音信不通の場合です。相手に連絡がついても、払ってもらえなければ不納欠損としているのが実情です。

○___委員 連絡がとれているのに落としてしまうのはよくないと思います。手続きを踏めば、時効は中断するので。

○料金課 追跡調査を行い、徴収しています。

- ___委員 評価理由の中で、「滞納者の生存権への配慮」、「市民の生存権に係わる重大な業務であり、過剰な徴収等により市民の生命・健康が脅かされる事態とならないように」とありますが、具体的にどういう意味ですか。債権なので払うのは当然で、減免もあります。
- ___委員 言っている意味としては、水道を止めることもあるので、期間・タイミングなどそれに至るまでにきちんと説明をしていくという意味です。
- ___委員 過剰な徴収というのは、払えない人に無理やり払わせるというイメージを抱いてしまいそうですが。
- ___委員 そういうことではありません。
- ___委員 給水停止はどこまでできますか。判例はありますか。
- 料金課 給水条例に定められております。
- ___委員 生存権に配慮しないものはありますか。
- 料金課 未納者とは納付相談をした上で、給水停止を行っております。生活困窮者もいるため、納付相談の上で実施しています。
- ___委員 水道法で、給水停止について、生存権への配慮について記述はありますか。
- 料金課 ありません。
- ___委員 本来、法的に生存権を配慮する必要があるものか、ということです。
- 料金課 給水条例ではそこまでは定めていません。
- ___委員 評価のポイントとしてどうなのかと思いました。何か生存権を意識してやれることがあるのかどうか。生存権を確立することについて記述があるわけではなく、無慈悲な徴収を行わないことは当たり前なので、書かない方がいいと思います。誤解を受けると思うので。
- ___委員長 民間委託しているので、ノルマ至上主義での過剰な徴収という意味合いで書いたと思います。市民生活に直結しているので、よく監督してくださいという事だと私は思いました。
- ___委員 過剰な徴収の実態はないですね。やらないことをやらないようにと書くのは、違和感があります。生存権の配慮という表現は、あまり見たことのない表現だったので。
- ___委員 指摘事項の、生存権に関する記述は必要なさそうですね。
- ___委員長 指摘事項の2自体をとるということになると思います。
- ___委員 表現に違和感があるということです。
- ___委員 確かにそうですね。指摘事項の2に関しては、削除してもらって構いません。理由の、滞納者の生存権については、表現が過剰かもしれません。
- ___委員 徴収の公平性は分かるのですが、滞納者の生存権に配慮して具体的に何をするのかということです。
- ___委員 事前に説明をし、手順を踏んで適切に指導してほしいということです。
- ___委員 適切に理解を得ながら進めるということですね。そうであれば、表現を変えた方がいいと思います。
- ___委員長 「生存権」を別な言葉に変えたらよりいいのかなという御意見でした。指摘事項2については、削除とします。理由の2については、表現を考えていただくということでもいいですか。

- ___委員 「滞納者への丁寧な説明」と変更します。
- ___委員長 評価としては、現状のまま継続とします。

- 下水道使用料滞納整理事務 -

- ___委員 評価は水道料金滞納整理事務とほぼ一緒です。徴収業務は同じところに委託しているためです。1次評価「現状のまま継続」は、妥当です。理由も同じです。
 - ・ 下水道事業に必要な財源の確保、その公平平等な経費負担のために必要な事業である。
 - ・ 徴収の公平性、滞納者の生存権への配慮、口座引落の促進など、総じて手段・手続の面で適正かつ的確な運用がされている。
 - ・ 高い収納率など、有効に機能している。
 - ・ 徴収業務の上下水道一体化、督促状の低コスト化に加え、平成25年度より検針から徴収までの包括的な民間委託を開始しており、これが経費節減に成果をあげているなど、効率性の面でも高く評価できる。
 - ・ 民間委託は、夜間・休日対応等の機動性の面でも効果を上げている。
 - ・ 滞納後の成果を評価する指標（督促後の収納率等）も必要である。これによって初めて、本事務事業の費用対効果が測定、評価できる。延滞金と不納欠損の処理については、改めてこの場でお聞きしたいです。
- 下水道管理課 延滞金は徴収していません。不納欠損処理については、法律に従い5年間の時効を迎えたものを処理しています。
- ___委員 水道料金は時効が2年で、下水道料金は5年です。手段別シートの内容は、料金課の水道料金滞納整理事務と全く一緒ですね。
- 下水道管理課 水道管理者に委任しています。
- ___委員 公営企業である水道管理者に委任しているということですか。下水道管理課では、実際に滞納整理には当たっていないということですか。滞納整理のうち、不納欠損と徴収はどうしていますか。
- 下水道管理課 滞納整理は直接には行っていません。不納欠損は下水道部門でやっています。徴収については委任しています。
- ___委員 別紙3基礎資料で、24年度決算の過年度調定額1億5,000万円のうち、不納欠損1,100万円はどんな場合ですか。
- 下水道管理課 水道と下水道の滞納者は同じで、転居先不明や生活困窮者などが主です。
- ___委員 水道では、2年経過したものは転居先不明や生活困窮者など、債権放棄しています。下水道は5年ですね。同じ人が下水道も水道も使っていますが、時効の違いをどう整理していますか。
- 下水道管理課 法律上は5年間なので、欠損する理由はないため落としていません。
- ___委員 例えばですが、Aさんは上下水道を使いました。ところがいなくなってしまうました。去年の分は未納です。2年で水道は落としましたが、下水道は5年残ります。2年過ぎて、連絡が取れている人は落とさないと聞きましたが、そうではない人はどうなっていますか。水道で落とした後の3年間は、何をしていますか。

- 下水道管理課** 水道料金は民法上の私債権のため、2年が時効です。下水道は公法上の債権のため、5年です。2年で落とされた債権者のデータは、水道から下水道へもらっています。それに基づき、下水道管理課で3年間滞納整理をしています。
- 委員** 水道で滞納者がいて、2年間経ったので落として、不納欠損とします。下水道で引き継いで、あと3年どうしていますか。
- 下水道管理課** 落とした人に対して、電話をかける等催告しています。破産していて払えない方からは、徴収できない場合もあります。
- 委員** 水道は、時効が完成した場合、援用するのか確認せずに落としている場合があると聞きました。そのデータを引き継いで、居場所を発見できたことはありますか。
- 下水道管理課** 時効到来を受けて確立した場合や生活困窮者に対しては、何らかの措置はしています。
- 委員** 水道で2年間経って時効になり、不納欠損となったもののデータが下水道に来て、探した結果いたという事例はありましたか。
- 下水道管理課** 1件だけありました。
- 委員** 2年間いなかったけど、どこから帰ってきた人もいるのではないですか。
- 委員** 可能性としてはあるかもしれませんが、実際にはほとんどいないでしょうね。
- 下水道管理課** 最高裁判決は15年度で、水道で時効を2年としたのは23年度であるため、データがまだあまりないです。
- 委員** 実務的には面倒ではないですか。
- 下水道管理課** 基本料金の滞納だけでは2,000円位なので、どこまでやるのかという問題があります。法的に時効になる期間は決まっているので、何もしなければ不作為になってしまいます。
- 委員** 5年間のうちに、時効の中断はやっていますか。どのような方法ですか。
- 下水道管理課** このケースが確立したのが最近なのでまだ事例が少ないですが、時効の中断があるとすれば、一部納付と債務承認の時しかありません。
- 委員** 5年間経って、その間に払う人はいますか。
- 下水道管理課** 事例として出てくれば対応します。
- 委員** 時効を中断して、納付の期間を長く設けている例はありませんか。時効を中断して債務を承認させて、納付時期が実質7～8年とかになるものは、こういう事例はスタンダードですか、異例ですか。
- 下水道管理課** 所在を掴めて連絡をとれるケース自体が、あまりないです。
- 委員** 納付時期は時効が5年で、まずは中断することになっていますが、実際中断していますか。
- 下水道管理課** 水道部で水道料金と併せて徴収する中で、誓約書を書いてもらったり分納にしています。
- 委員** 下水道の5年で時効にするやり方と、水道の2年で時効にするやり方では時間の軸が違うと思います。水道で2年間に集中してやり、残りの3年以降は諦めていませんか。

○**下水道管理課** 水道は給水停止の措置がとれるので払う方もいますが、2年経つと債権がなくなってしまうので、下水道の債権を単体で払ってくださいますというの難しいです。事務の労力としては、そこばかりにあまり時間をかけられないということもあります。

○**委員** つまり、上下水道一緒になって委託で滞納整理をし、水道では給水停止ができるので2年間で集中的にやって、3年以降については、あまり時間をかけてられないということではないですか。

○**下水道管理課** 時間が経過するにつれて、徴収率は下がっていってしまいます。現年度の徴収率が高いのは、給水停止の効果があるからです。

○**委員** 下水道単体の3年間に、工夫できることは何かありますか。

○**下水道管理課** 正直、今の体制で何かをするのは難しいです。できることがあるとすれば、収税課と協力できれば変わるのかなと思います。

○**委員** 下水道単体では、具体的な解決策はないですか。

○**下水道管理課** 大きな打開策は、なかなか難しいと思います。

○**委員長** その他、御意見はありますか。

(意見なし)

○**委員長** そうしますと、生存権については先程と同じで修正し、1次評価「現状のまま継続」は妥当であるとなります。

○**委員** 「高い収納率」というのも変更したいです。

○**委員** 水戸市の収納率は高いのですか。

○**料金課** 3年前の全国類似団体の調査で、37市町村のうち20位くらいでした。その後包括委託をしました。

○**委員長** 結論は変えずに現状のまま継続とします。

- 公設地方市場における指定管理者制度導入について -

○**委員長** 第2回委員会の段階で、評価を終了か継続か決めかね、判断に当たって市場の指定管理者制度導入のメリット、デメリットについて文書化したものを提出いただき、判断することになりました。担当課から説明をお願いします。

○**公設地方卸売市場** 水戸市の現状については、地方市場も含めて全国12番目で、取扱高についても約733億円、経営も良好です。市場の中には57事業所があり、1,200人の従業員が働いています。県内はもとより、県外にも食料品等を供給している中核的な市場です。

指定管理については、25年度までに、72市場のうち13市場に導入されました。取扱高が100億円を超える市場は四つですが、どれも一般会計から繰り入れないと経営が成り立たない状況で、水戸と比べるとありません。資料4「主な指定管理者制度導入市場のH24年度決算及びH25年度予算」に主な状況を入れています。秋田市場で1億、土浦で1億5,000万、松本で1億8,000万、甲府で8,000万の繰入金を入れています。水戸は、繰入金を入れなくても経営が成り立ちます。

指定管理制度導入の効果検証については、日常的な業務、各種報告書の受理・作成、市場内の早朝監視・指導、市場活性化事業等の企画及び実施などです。甲府市場では、市場使用料の

賦課・徴収は行っていないため、指定管理料を、松本市場の年間約 2 億円に比べて、約 6,700 万円と抑えられています。市の業務は、処分業務、長期計画、決算統計、税の申告、大規模な改修などです。甲府市場では、15 名の職員数に対して指定管理者導入後は 11 名、うち正職員 9 名、嘱託員 2 名です。松本市場では、8 名の職員数に対して指定管理者導入後は 1 名（本庁農政課に在籍）と、それぞれ職員数を削減しています。甲府市場では、約 800 万円の経費削減をしていると聞きました。松本市場では会計自体は変わりませんが、職員を減らした分、他の部署へ配置できたメリットがありました。

水戸市場では清掃、警備、ごみ処理については、平成 2 年から協力会で行っています。早朝の監視指導は嘱託員 2 名がやっています。松本市場は職員を引き揚げていますが、平成 23 年度当時、市場内事業者から使用料の引き下げの要望がありました。会計の問題で使用料を引き下げることはできなかつたため、職員を引き揚げて人件費を切り詰め、使用料を 25% 引き下げて、場内で管理会社を設立して今の指定管理者導入した経緯があります。

水戸市の課題として、指定管理の期間が 5 年というのもあり、事業の継続性が問題となります。中央市場については、同様の理由から大阪で議案が否決されています。今年の 2 月に協力会の理事会で聞いたところ、新たな負担を心配しているということでした。指定管理者導入は、市にとってはメリットがあるけれども、市場内事業者にとってメリットがあるのだろうかという意見でした。平成 24 年度から甲府や松本は指定管理者を導入していますが、それがベストなのかは疑問があります。平成 25 年度から導入した足利市は、経営状況が悪化して繰入金を追加しています。高崎市場では、第三セクターに任せて、上手くいっています。これはプロパー職員で異動がないのでいいと思いますが、第三セクターを水戸市として立ち上げるとなると、市場内事業者から職員を出していただけるのかというのがあります。なので、指定管理者導入については、一旦見送りたいです。

○ **委員長** 我々は 2 次評価を行うのみなので、何がなんでも指定管理者を入れるという話ではないです。メリット・デメリットを伺って、継続なのか評価終了とするのかを決めたいです。それではいかがでしょうか。担当課では指定管理者制度の導入と、第三セクター方式について継続的に検討していきたいという御意見がありました。

○ **委員** 解釈としては、指定管理者制度は全然駄目ということではなくて、継続なのか、評価終了にするのかということですが、判断が難しいと思います。

○ **委員長** 基本的に指定管理の効果については、私個人の意見として、2 頁にある分け方でもいいのかなと思います。施設の使用許可などは市がやるべきかと思います。ただ、もう少し分析する必要があるのかなと思います。市が管理しているので市場がまとまっておき、他の者では市場が混乱するということですが、例えば市が何をやっているのか。それと、導入した時の委託料については、シミュレートしていただくのかなと思います。業者が不安に思っている事以外に、民間事業者委託した場合は、人件費が減る等、突っ込んだところを継続して 1 年間検討していくべきかと思います。評価については、継続していく必要があるのではないのでしょうか。評価を終了するのは、少しもったいないと思います。

○ **委員** 質問の意図は、不確定で決まっていないということで、一旦終了でもいいのかなと思います。現状では、継続するという結論にせざるを得ないのかなとも思います。

- ___**委員長** 課題は列挙されましたが、効果検証については踏み込めていないと思います。それが達成できたら終了できるかもしれませんが、それまでは継続するべきです。
- ___**委員** 一旦終了するという選択肢もあるかと思います。
- ___**委員長** 私個人としては、一旦終了という判断もありえるかと思います。ただ、基本的な方向性が示せるだけのデータが揃ってないので、一旦終了とはならないのではないかと、ということです。
- ___**委員** 判断基準は三つあり、指定管理者制度を導入してもコスト削減しかできないこと、協力会で混乱が起ること、5年間では継続性が保たれないこと。それぞれ根拠の説明がないので、どういう状況が起こるのか分からないと終われないと思います。
- ___**委員長** 少し視点が変わると、市場法の立法趣旨には、効率性と公共性があるため、指定管理者に丸投げでなくて、市がやる部分とそうでない部分を分け、公共性と立法趣旨のバランスがとれるといいなということです。協力会が、市との関係でどのように機能しているのか分かりません。ごみ収集、清掃などボランティアでやってくれているのですか。市がお金を出しているのか、いないのか、事実上の指定管理者となっているのか分かりません。現段階では事細かに聞く必要はないと思いますが、その辺も踏まえて、現状の業者で作っている協力会との新たな関係性も入れて、水戸市場なりの指定管理者制度を、2頁の効果検証の内容よりも踏み込んだ検討がなされるべきです。それを踏まえた上で、指定管理者制度を導入しないという結論もありだと思えます。引き続き、検討していただく必要があると思えます。
- ___**委員** 1年目評価、2年目評価ともに指定管理者制度の導入を検討という改善目標になっていますが、その宿題がこれという認識でしょうか。これで検証が終わったということになれば、評価終了ということになります。これが宿題に込んでいるかという関係から見れば、色々検討しています。導入した場合に1名程度削減できるという根拠はどこにありますか。
- 公設地方卸売市場** 他の市場を参考にして、1名と想定しています。
- ___**委員** 論拠としてはどうかと思います。継続性について、指定期間の制限は、10年や20年など長期にすることもできます。検証の答えとしては、引き続き検討する必要があります。職員が7人いて、うち再任用が3人ですが、今後は再任用で埋めていく方針ですか。
- 公設地方卸売市場** 再任用は長くて5年程の任期なので、それで埋めていくと不安定要素が残ってしまいます。
- ___**委員** 7人のうち3人が再任用ということは、4人は正職員ですね。年齢構成や処遇については、検討されていますか。
- 公設地方卸売市場** 人事課長には、若い正規職員をお願いしたいということを依頼しています。
- ___**委員** 再任用を増やすよりは、正職員で埋めたいということですね。継続性は工夫の余地があります。一人削減の根拠も分からないので、シミュレーションもする必要があります。業務の分け方はいいと思いますが、長期間のノウハウを生かして、自治体職員が市場の職員としてやっていくというのは、最近の動向として違和感があります。監督責任は市にありますが、実務上はお任せしてもいいのではないのかと思います。去年の3次評価の答えをもう一度検討していきたいです。経営は良いですが、運営主体をどうするのかということの答えがこれでは、少し弱いです。

- 公設地方卸売市場** 市場内事業者は、負担が増えるのを心配しています。
- ___委員** 事業者としては、主体が変われば儲かるという期待はありませんか。
- 公設地方卸売市場** 指定管理者というと、市場内部に詳しい人たちが出資して、会社を作るといのが主です。売上が伸びているところはいいですが、伸びていないところは、営業を辞めてしまう組合もあります。そうすると、出資金だけ負担することになります。
- ___委員** 指定管理者だけ抜けるということですか。
- 公設地方卸売市場** 廃業した場合です。
- ___委員** 直営でも廃業するので、指定管理者ではないですね。
- 公設地方卸売市場** 会社を作るときに出資金を集めるので、業績が悪ければ、割合によっては組合の中で出していかなければなりません。利益が出ていないところは、不安要素もあると思います。
- ___委員** これだけ経営が良いのであれば、任せてくれという話が出ていませんか。そういう話が出ないのは不思議です。
- 公設地方卸売市場** ありません。
- ___委員長** 各委員の意見を総合しますと、引き続き検討を願いたいということでまとまっています。継続ということで、前回保留だったことを決定で良いですか。
- ___委員** 他になければいいのではないですか。
- ___委員** 削減の一人については根拠がないです。具体的な収支のシミュレーションもありません。継続性は理由になりません。市場の意向は、参入する人もいると思います。もう少し検討した上で、3次評価は継続して、来年に結論を出して終わりにするべきです。
- 公設地方卸売市場** 指定管理者導入の効果について、数字で表せと言われても難しいです。市で管理しない場合は、人員削減のみを理由としています。
- ___委員** サービスレベルが一緒で、コストを下げることができるのは良いことです。それも根拠の一つです。
- ___委員** 指定管理者の場合は、一生ここでやっていくということで、工夫をします。市の人事異動の問題も含めて、このように経営状況が良いものは民間に任せて、市は監督責任だけにするのが良いと思います。
- 公設地方卸売市場** いずれにしても、すぐにはできません。内部の意向もあるので。当面見送りたいと思います。
- ___委員** 当面見送るとして終了でよいのでは。
- 公設地方卸売市場** 先ほどから言われているが、一人削減できるというのは、論拠を作っている最中でまだ言えません。ただ、今結論を急ぐのは良くないです。指定管理の検討を始める時は、できなくはないと思いました。2年間調べましたが、本当にこれが正しいのかというのがあります。経費効果もあると思いますが、今現在ではなかなか難しいと思います。行政評価は、3年の検討期間ですが、その後はどうなるのかと思っていました。
- 執行機関** どの部も3年で検討していますが、まずは指定管理導入について検討していかなければなりません。結論を保留にしたまま、引っ張っていくというのは難しいです。今後の行革推進本部でもやはり同じような質問が出るとと思いますが、その時にメリット、デメリットは何

かという話になり、何も把握していないというわけにはいかないもので、ある程度のことをまとめていただく必要があります。

- ___委員 資料は、指定管理者制度はメリットなしの前提で作られています。比較検証できる資料を作るべきですが、このままずるずる行政評価で預かっているのもどうかと思います。
- ___委員 効果検証を行うべきですが、現状では完全ではないが、3次評価で区切るということもできますよね。現状では不十分なので、検討していただき、当面今のままでいくという結論を来年出すのか。ずるずるやるというのがありますが、来年を勝負の年にするということができます。リクエストに求められたものを提出したので、ここで一旦終わりにしてもいいですが、私は来年を勝負の年としてもう一度するべきであると思う。
- ___委員長 そうすると、制度上は改善が続くまで評価することになります。来年までに、宿題についてはできる限りクリアしていただき、一年だけ継続し、来年度に効果検証を報告してもらい、評価終了としましょうか。
- ___委員 一定程度の前進はありましたが、完全な形で評価終了とできるよう、来年度の終了を目途に引き続き効果検証していくべきだと思います。
- ___委員長 論拠を示すことで、来年の終了を目途に、引き続き検討していただくということにしたいと思います。
- ___委員 結論は良いと思います。導入した時に、協力会に心配もあるとのことですが、デメリットとしてどういうものが起こりうるのか、具体的にさせていただく必要があるのかなと思います。
- ___委員長 来年終了を目途に制度導入についてのメリット、デメリットを鋭意調査し、報告するというので、よろしくお願いします。

次に、行政評価に係る意見について、これまでの審議を踏まえて、行政評価システムに対する意見や感想について議論したいと思います。こちらについては必要があれば、答申書の中に、事務事業の評価とは別に記載していきたいと考えております。まずは、事前に委員の皆様から頂きました意見から資料③「行政評価に係る意見」をまとめておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

- 執行機関** 資料③「行政評価に係る意見」は、各委員からの答申案と意見をまとめたものです。
___委員長からは、継続評価について御意見を頂きました。2年目以降の評価（進行管理）については「改善次第終了」となっており、特段、暦年数または年度数における期限は想定されていません。すなわち、行政評価は、改善が認められない限り、無期限に進行する制度となっていると解釈できます。改善とは、理想的には、個別具体的な改善を意味することは言うまでもありません。しかし、2年目以降の評価（進行管理）について、評価する側と評価される側の双方から見て、効率的かつ有効な業績評価・改善の在り方として、今までの経験から以下を提案します。
- 1) 2年目以降の評価（進行管理）においては、「改善の基本的道筋が説得的に示されている」ことが認められれば、たとえ個別具体的な改善点が示されていないとも改善終了（かつ評価終了）、とする。
- 2) 行政評価の期間（進行管理を含め）は最長3年とする。その際、3年目評価においてもなお

改善の基本的道筋が説得的に示されていなくとも、その旨記録して評価終了とする。しかし、このことは改善を放棄することを意味しない。改善項目として指摘された事項への担当課などにおける対応状況に鑑みて、必要に応じて（たとえば5年間の経過観察後に）、1年目評価として再び行政評価対象とすれば良い。

上記の2点から、行政評価の終了に当たっては、一例として、「評価終了（改善終了項目あり）」と「評価終了（要改善）」という二種類の表現を用いたらいかががでしょうか。

次に、___委員からの御意見は二つあります。

・2年目評価、3年目評価について

前年度において外部評価及び総合評価により提示された課題につき、方向性が決まっているが最終的な課題の解決に至っていない場合等において、どこまで行政評価委員会として継続評価の対象とすべきか、少々疑問が残りました。

・民間活力の活用について

全般的に、コストの面や新たな取組のために民間活力の活用が必要という流れであるが、それが効率的で有効なケースもあるかとは思いますが、民間頼みなのかという印象が正直残りました。民間で出来ることであれば、市の職員の方でも出来るはずだと思います。コストの面であれば内部的に効率性を追求し、職員の方個人個人の自己の業務に対する認識を高める必要があるのではないのでしょうか。

以上で説明を終わります。

○___委員長 正に今日、市場の議論があったところです。今までの5回の審議の後、新たに意見があれば、随時出していただいても構わないですか。

○執行機関 はい。

○___委員長 差し当たり2点の意見に関して、きたんのない御意見があればお願いします。今後、何か御意見があれば事務局に出していただいても、状況に応じて各委員に配信していただいても良いかと思えます。事実関係が違っているかについては、指摘いただければと思えます。

○___委員 ___委員の意見については、委員会の場で直接発言していただければ良い内容だと思うので、評価に係る意見とは違うのかなと思いました。

○___委員 書いた時点では、これがどういう形で引用されるのか分からなかったもので、意見として適当ではないということであれば、削除していただければと思えます。

○___委員 私はそう思った、というだけです。

○___委員長 せっかく書いていただいたので、委員を経験した上での感想ということで、こう思ったというのも良いと思えます。

○___委員 提言でなく感想ということで、少し表現を変えていただければ良いのかと思えます。

○___委員 意見を出しておらず申し訳ないですが、これはそもそも何に使うのですか。

○___委員長 行政評価自体に関する意見でして、私も制度自体を変えてほしいという大きな意見を出しました。

○___委員 今の制度でいくと、極端な話、10年も20年も続いてしまう可能性がある、ということですね。

- 執行機関** 今の仕組みだとそうなってしまいます。過去の意見の中では、委員の皆様が審議する時間をもう少しゆっくりとってほしいという意見があったので、少し延ばしました。
- 委員** やり方として、二時間位ヒアリングしただけでは、評価するための情報が足りないと思います。
- 委員** ただ、委員会は市民感覚での評価ということですので。
- 委員** なるほど、専門的なことまで含めては求められていないということですか。
- 委員長** 市民感覚プラス学識経験者としての意見ということで、各委員が違った角度から意見を言っていると思います。評価案も、提出したものを審議することで、個人の勘違い等が修正されるので、それでいいと思います。各委員が、違ったレベルから、それぞれの意見を提出していただくのが本委員会の主旨だと思います。
- 委員** いつ終わらせるか、観点が大事です。
- 委員長** 出していただいた意見は、そのまま上にあげる方がいいと私は思います。少しぐらい思い違いがあっても、構わないと私は思います。これで行政評価に対する意見を終了するのではなく、振り返ってまた意見があるようならば提示していただきたい。
- 評価について、一つしか選べないのは改善が必要かと思います。今日の審議で気付いた点です。
- 執行機関** 委員の民間活力活用について、個人的な意見として結構ですが、答申という形で載せますので、委員会として採用するかしないのかについて意見をまとめていきたいと思っています。行政側の意見を言わせていただきますと、公務員の給料が高い中で、その仕事を公務員が本来やるべきなのかということで、民間活力活用を進めています。まちづくりの計画、方針を立てることが、本来公務員がやるべき仕事なので、それ以外のものは民間に任せていくのが本来の行政のやり方ではないかということです。
- 委員** いたずらに民間委託至上主義な観点はいかがなものではないか、ということですよ。
- 委員** はい。全般的にそういった印象を受けましたので。
- 委員** いろんな面からの見方がありますよね。役所がいつまで関与するのかというのが問題になっています。役所は公権力の行使が本筋です。民間がやるべき部分、やりたいと思っている部分もあると思います。
- 委員** 委員会として、意見をまとめていくのですか。
- 執行機関** 資料④「平成26年度行政評価に係る答申書」の中に、「4 評価を終えての意見」という項目があり、行政評価に係る意見についての審議の中で、答申書に別途載せる必要があると判断された内容について記載する欄があります。
- 委員長** それを我々で判断するということですね。
- 委員** 私の提出した意見が、全体的な話の流れとは異なるかもしれないので、個人的な意見に留め、委員会としての選択は結構です。
- 執行機関** 答申書には載せずに、別の形で市への意見を出すということもできます。意見があったということで、上に報告します。

○**委員長** 答申書ではこの部分について割愛させていただいて、別の方法で意見として反映させる方法をとらせていただきます。そうしますと、内容としては行政評価の仕組、理念などに限定されるかもしれませんが、各委員からの意見を今後も集め、答申書に載せるか判断させていただきます。意見があった場合は、事務局から正副委員長に情報提供していただき、判断したいと思います。

それでは次に、答申書の形式について、確認をしていきたいと考えております。まず、資料④「答申書形式(案)」について、事務局から説明をお願いいたします。

○**執行機関** 第6回の委員会でこれまでの審議内容をまとめ、報告書として市長へ答申を提出します。「答申書形式(案)」の形式でまとめていきたいと考えております。1枚目が鑑文、2枚目が答申書の内容となります。5つの項目で構成されており、「1 評価の経過、2 評価結果の総括、3 各事務事業に対する評価、4 評価を終えての意見、5 委員名簿」となっております。以上で説明を終わります。

○**委員長** これについて意見はありますか。

○**委員** 結局、我々はいつまでに何をすればいいのですか。

○**執行機関** 今後については、これまでの審議を踏まえて正副委員長と答申書を作成します。出来上がった答申書は各委員に確認していただき、完成させます。その過程で、各委員からの意見を取り入れます。その後意見を集約し、答申書を完成させます。

○**委員長** 私も評価案を書き直さなければならないので、スケジュールを踏まえていつまでに提出すればいいのか教えてほしいです。その後は、最終案を事務局に提出していただき、正副委員長で文言など少し調整することもあるかと思いますが、それについては御一任ください。

これまでの審議を踏まえ、各委員の評価案など修正があると思いますが、いつまでに提出すればいいのですか。

○**執行機関** 事務局で評価案を修正し、委員の皆様に確認していただくという形でいかがでしょうか。今週中に作成いたします。

○**委員長** 分かりました。確認して、修正があれば適宜対応ということで。その後は答申案のまとめの作業に入りますので、正副委員長に文言の調整など御一任ください。最終的に答申案を配布しますので、皆様に御確認いただくという流れでよろしいでしょうか。

○**委員** 行政評価に係る意見の締切りはいつですか。

○**執行機関** 9月9日までをお願いします。

それでは、今後のスケジュールについて御説明いたします。本日で審議は終了いたしまして、次回は、答申案を決定し、その後市長へ答申していくこととなりますが、答申日は9月29日月曜日午後1時30分からとさせていただきます。場所は、第1回委員会を行った南側臨時庁舎中会議室にて行います。

なお、答申後につきましては、執行部では、答申内容を踏まえまして、行政改革推進本部において総合評価を決定し、改善に取り組んでまいります。今後のスケジュールにつきましては、以上です。

○**委員長** ただ今、事務局より説明のありましたスケジュールについて、何か御質問等ありますでしょうか。

○___委員 全体的に、延滞金と督促手数料について横断的に問題提起しましたが、担当部署はどこですか。

○執行機関 収納対策本部という組織があり、主管課は収税課です。

○___委員 答申案を個別ばらばらにやるのか、それとも水戸市として税金以外の債権についてルーズな部分があるので統一的にやってもらいたいという意見が出れば、収税課が受けてそれから各課に伝わるということになりますか。

○執行機関 個別にやっているところもあるので、個別に指摘するところがあると思います。

○___委員長 答申書の中で、「評価を終えての意見」とは別に、延滞金についての項目を入れてもいいのではないですか。別途載せる必要があるものだと思います。事務局と正副委員長で相談し、答申書に載せたいと考えています。

それでは、皆様お忙しい中、持ち帰っての作業を含めて、集中的に御審議いただき、誠にありがとうございました。当委員会の審議が円滑に進められたのも、委員の皆様の御協力のおかげとっております。改めまして御礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、第5回の委員会を終了いたします。大変お疲れ様でした。